

昭和51年4月1日条例第10号

改正

昭和52年4月1日条例第21号

昭和52年8月10日条例第32号

昭和53年7月1日条例第17号

昭和54年9月20日条例第12号

昭和56年12月25日条例第24号

昭和57年12月24日条例第41号

昭和61年12月27日条例第32号

平成24年3月28日条例第6号

狛江市立図書館設置条例

(設置)

第1条 狛江市は、市民の読書要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする図書館活動によって、市民の教養、調査、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 狛江市立中央図書館

位 置 狛江市和泉本町一丁目1番5号

(図書館協議会)

第3条 図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による者の中から狛江市教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、狛江市教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(狛江市立児童館の設置および管理に関する条例の一部改正)

2 狛江市立児童館の設置および管理に関する条例(昭和48年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則(昭和52年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年8月10日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年9月20日条例第12号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

付 則(昭和56年12月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年12月24日条例第41号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年12月27日条例第32号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月28日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。